||直言||

農協の自己改革

6月13日,政府の規制改革会議から「規制改革に関する第2次答申」が出され、次いで同16日,安倍晋三首相が議長を務める産業競争力会議が「日本再興戦略」の改訂版(素案)を発表した。この素案に基づいて、新たな成長戦略を6月中の閣議で決め、来年度の予算編成や国会での法律改正を通じて実行するとしている。

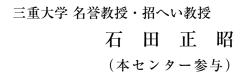
規制改革会議の中だけではなく、農業委員会・農業協同組合との間でも十分な議論がなされないまま、一方的な組織解体案を新たな成長戦略として閣議決定し、法律改正に結びつけようとする安倍政権の乱暴かつ拙速な運営方法に対して、不安と憤りを感じざるを得ない。「ラストチャンス」とか「スピード感を持って」というのはこの政権の常套句であるが、安倍首相個人の焦燥感の裏返しではないかとも聞き取れる。

素案では、"農業協同組合の見直し"の項において、「地域の農協が主役となり、創意工夫を発揮して、農業の成長産業化に全力をあげることができるように、今後、5年間を農協改革集中推進期間と位置付けて自己改革を促すとともに、自己改革が円滑に進むよう次期通常国会に関連法案を提出することを目指す」としている。これによれば、自己改革とはいうものの、その本質は、「政府によって方向づけられた自己改革」あるいは「他律的な自己改革」というほかはない。

自らの進路は組合員の民主的コントロールのもとで自らが決める,というのが協同組合原則であるから,こうした路線を受け入れることはできない。「農業の成長産業化」そのものを否定するわけではないが、それだけがあたかも農協の使命であるかのような押し付けは独善であって、協同組合の否定といわざるを得ない。

組合員が求める自己改革とは、規制改革会議等が目指すような非連続的で、理念先行型の改革ではない。連続的で、現場の実態に即した改革である。と同時に、そこには組合員が気づかなかった、あるいは気づいてはいたが実現できていない要素が含まれていなければならない。

筆者が考える(自主的な)自己改革の基本は、今後、いついかなる場合であれ、政府・ 政権側から指弾されないような総合農協・農協系統組織としての理論武装を整えることに ある。そのためには、総合農協・農協系統組織の関係者は自らを普遍的存在と歴史的個体





の両面から捉える訓練を深めていく必要がある。

総合農協・農協系統組織の歴史的使命は、戦後自作農体制の堅持、具体的には戦後農地 改革で創設された自作農を、二度と再び小作農へ転落させないことにある。この農政課題 を協同組合の目的に翻訳すれば、「農家家族の福祉向上(幸せづくり)」ということになる が、この目的は営農面活動・事業と生活面活動・事業との統合のもとで、はじめてうまく 機能することを実証していかなければならない。

と同時に、もはや戦前の地主的土地所有への復帰は考えられないけれども、新たな脅威として企業的土地所有が今回、政府・政権側から提案され、一部の経済特区において実行されようとしていることに注目しなければならない。この提案は、近い将来、農家家族が農業労働者へ、あるいは小作農へ転落する危険性を高めるものであり、戦後自作農体制の堅持という立場から、反対の姿勢を明確に打ち出すべきである。

一方, 戦後創設された自作農自体も性格が分化し, 法人化・企業化した家族経営もあれば, 他方で, 伝統的な家族経営, 自給的農家, 土地持ち非農家なども生まれている。組合員のこうした経済的分化にもかかわらず, 総合農協・農協系統組織は, それぞれのニーズに対して協同組合的な方法で的確かつ迅速に対応していく仕組みを開発するべきであろう。

このことは次の2つの課題に挑戦することを意味している。

一つは、戦後農協設立時の550万戸ともいわれる正組合員農家は、農業者(正組合員)であれ、非農業者(准組合員)であれ、自らの組織基盤として今後も堅持していくべきものである。この点においては正組合員と准組合員との区別は便宜的なものであって、実質的な参加・参画に差を設けてはならない。

もう一つは、農地の有効利用・効率的利用の促進によって、農業者(受け手)と非農業者(出し手)の負託に応える仕組み、すなわち農地問題に積極的に関わる仕組みを開発するべきである。農業後継者の不足や耕作放棄地の増加など、戦後自作農体制の限界が露呈しているのは、農協・農業委員会の責任ではなく、農家家族と農業集落の適応力を超えた急速な経済社会の変化によるものであるが、その解決の一端を担う覚悟が必要である。